

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月9日

墨田区長 山本亨

墨田区規則第1号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年墨田区規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第9条中「第18条第14項」を「第18条第15項」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

## 第1号様式

### 認定申請手数料額計算書

- 1 申請の対象とする範囲  
 (該当する□にレを記入)
- 建築物全体  
 複合建築物の非住宅部分  
 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法  
 (該当する□にレを記入)
- 住宅部分：  
 誘導仕様基準  
 仕様・計算併用法  
 標準計算法

- 非住宅部分：  
 モデル建物法  
 標準入力法等

#### 3 手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅	m <sup>2</sup>	別表3 66の項(1)の額 円	別表3 67の項(1)の額 円
□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表3 66の項(2)アの額 円	別表3 67の項(2)アの額 円
住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>		別表3 66の項(1)の額 円	別表3 67の項(1)の額 円
非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>		別表3 66の項(2)イの額 円	別表3 67の項(2)イの額 円
計			

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 別表とは、墨田区手数料条例別表をいいます。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の総合計額は、上記の合計額に別途別表3の1の項に定める額を加えた額となります。
- 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類で、適合性確認機関が作成したものをいいます。

(A 4)

第2号様式

変更認定申請手数料額計算書

- 1 申請の対象とする範囲  
 (該当する□にレを記入)  建築物全体  
 複合建築物の非住宅部分  
 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法  
 (該当する□にレを記入) 住宅部分：  
 誘導仕様基準  
 仕様・計算併用法  
 標準計算法

- 非住宅部分：  
 モデル建物法  
 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にレを記入)		適合証がある場合		適合証がない場合	
□一戸建て住宅	m <sup>2</sup>	別表3 68 の項(1)の額 円		別表3 69 の項(1)の額 円	
□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表3 68 の項(2)アの額 円		別表3 69 の項(2)アの額 円	
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 m <sup>2</sup>	別表3 68 の項(1)の額 円		別表3 69 の項(1)の額 円	
	非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表3 68 の項(2)イの額 円		別表3 69 の項(2)イの額 円	
	計				
			円		円

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 1 別表とは、墨田区手数料条例別表をいいます。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の総合計額は、上記の合計額に別途別表3の1の項に定める額を加えた額となります。
- 3 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類で、適合性確認機関が作成したものをいいます。

(A 4)

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。